

亀山市告示第91号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和元年12月3日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称
城東地区まちづくり協議会
- 2 変更した事項
事務所の所在地
変更前 亀山市東町一丁目8番22号
変更後 亀山市東丸町517番地6
- 3 変更年月日
平成29年7月1日